

30 建築第 832 号
平成 30 年 9 月 7 日

関係団体の長様

京都府建設交通部長
(公印省略)

平成 30 年度違反建築防止週間について(通知)

平素は京都府の建築行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から別添のとおり通知がありましたので、京都府におきましても、平成 30 年 10 月 15 日(月)から 21 日(日)までの間、違反建築防止週間を実施いたしますので、貴職におかれましてもこの週間の趣旨を御理解いただき、積極的に御協力いただきますようお願いいたします。

また、建築パトロールにつきましては、府内特定行政庁の連携により平成 30 年 10 月 15 日(月)から 10 月 19 日(金)までの期間で実施しますので、併せて御協力をお願いします。

なお、京都市、宇治市を除く府域での実施要領は別紙「平成 30 年度違反建築防止週間実施要領」のとおりですので参考にお知らせします。

建築指導課建築基準担当
Tel 075-414-5348

平成 30 年度違反建築防止週間実施要領

1 目 的

本週間は、全国一斉に実施されるものであり、広く府民に対し、建築基準法の目的、内容の周知を図るとともに、建築基準法が定める諸手続の徹底に向けた取組や違反建築物に対する行政上の措置を積極的に講じることにより、建築物の質の向上と良好な市街地の形成に役立てることを目的とする。

2 期 間

平成 30 年 10 月 15 日（月）から 10 月 21 日（日）まで

3 実施主体

京都府建設交通部建築指導課及び関係土木事務所（京都土木事務所を除く。）

4 重点事項

- (1) 適切な工事監理が行われるための啓発、指導及びパトロールの実施
- (2) 中間検査及び完了検査徹底のための啓発、検査申請の督促及び未申請建築物の点検・摘発
- (3) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する処分制度の広報
- (4) 違反是正命令後、是正されないまま放置されている違反建築物の指導強化
- (5) 関係土木事務所管内の建築違反の実態及び建築着工の動向に応じた、違反予防措置の取組を工夫

5 実施計画

- (1) 建築パトロールの実施
別添「建築パトロール実施要領」による
- (2) 違反建築物に対する是正指導の強化
- (3) ポスター等による啓発

別 添

建築パトロール実施要領

1 目 的

平成 30 年度違反建築防止週間の重点課題として、建築パトロールを実施し、違反建築物等に対する是正指導を積極的に講じるとともに、建築基準法の内容及び手続きに関する府民及び建築関係業者の認識を深める。

2 期 間

平成 30 年 10 月 15 日（月）から 10 月 19 日（金）まで

3 対象区域

京都府土木事務所所管区域（京都市、宇治市を除く）

4 動員体制

土木事務所毎に、原則として 1 班 2 名で班を構成する。

5 重点事項

- (1) 適切な工事監理の実施と中間・完了検査の確実な受検を図るため、以下の①～⑤に留意して対象現場を選定する。（特に②については対象がない場合を除き必ず選定すること。また①、②は土木事務所での直接確認処理分を優先する。）
 - ①中間検査対象物件（特に建売住宅、木造住宅等を中心）
 - ②工事完了予定日を過ぎているが、未だ検査申請がない建築物（特に建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から 3 号に掲げるものを中心）
 - ③工事監理者が選定されていない建築物
 - ④繰返して違反行為を行っている設計者、施工者及び宅地建物取引業者が関与している建築物
 - ⑤違反是正命令等後（立入指導により是正指導した施設を含む）、是正されないまま放置されている違反建築物
- (2) 各土木事務所管内違反行為（建築・開発）一覧に基づきパトロールを行い、必要な是正指導を行う。

6 調査指導事項

建築確認の有無、道路関係、容積率・建蔽率・高さ・斜線制限、用途違反、防火・避難関係、その他

7 公表及び報告

- (1) 建築パトロールの実施に係る広報について、各地域の実状に応じて、ホームページ等の方法により行う。
- (2) 別添様式 1 の実施結果表により、10 月 22 日（月）午後 5 時までに建築指導課建築基準担当まで報告すること。なお、違反建築物がある場合は、別添様式 2 も添付すること。
- (3) 建築指導課は、10 月 24 日（水）に、実施結果の概要を部内報告及び京都府ホームページで公表するものとする。各土木事務所が独自に報道発表等する場合には、建築指導課と調整するものとする。